

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

## 専決処分について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 25 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 木下 善之

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(橋本市行政手続条例の適用除外) 第1条の2 橋本市行政手続条例(平成18年橋本市条例第13号)第3条又は第4条に定めるもののほか、都市計画税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たっては、橋本市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>	<p>(橋本市行政手続条例の適用除外) 第1条の2 橋本市行政手続条例(平成18年橋本市条例第13号)第3条又は第4条に定めるもののほか、都市計画税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たっては、橋本市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>1～1の3 略</p>	<p>1～1の3 略</p>
<p>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地</p>

等が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

7・8 略

9 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

10 略

当該年度の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

7・8 略

9 法附則第15条第1項、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項若しくは第32項若しくは第36項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

10 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条の規定の適用については、同項中「、第33項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第33項」とする。